



戸田が6/5に公開質問状を出しました！

6/15期限で文書回答を求めました。その結果(6/13朝段階)を公表します。

◆文章は要旨紹介。全文は戸田HPで見て下さい。

私戸田は 99 年当選以来、東市政に対して共産党議員と並ぶ唯一の「野党」議員であり、情報隠し行政に対しては、東市長を提訴して賠償に追い込むほど断固として闘い、合併策動に対しては最も早くから合併反対を鮮明に打ち出して闘って来ました。今回の市長選にあたっては、候補擁立を模索しつつも断念のやむなきに至りましたが、河原林さんの出馬表明と市長選への抱負等を知り、そのほとんども賛同出来たので、4月28日段階で私のHP上で河原林さんへの支持表明を行ない、市政の刷新と民主化を進める立場から「東市政打倒・河原林新市長誕生」のための宣伝啓発活動を展開しております。そこで、このような立場に立った上で、私は以下の項目を公開質問するものです。

=河原林まさき氏への質問=



大変残念ながら6/13朝段階で河原林陣営からは回答がなくまだ何の反応もありません。

河原林まさき = 「市民こそ主人公の住みよい門真市政をつくる会」への質問=

- 1: 市長になった場合に予測される、議会の大多数派の旧与党議員の敵対妨害に対処する基本方針は？
候補者段階から、当選後の闘争を想定した大いなる決意・気概と創意工夫が必要と思います。
- 2: 「住民投票結果の開示」の手法や手続は？
- 3: 「公金支出団体は代表の氏名・連絡先と役員氏名開示が基本」では？今の情報公開審査会委員の更迭は？
- 4: 市民や職員に「東市政の下での疑惑や疑問」を出してもらい「真相調査委員会」を作って調査しては？
- 5: 「政治倫理条例」や「法令・倫理遵守条例」、「内部告発者への保護条例」などを制定しては？
- 6: 住基ネットへの基本見解は？市長になったら？
- 7: 当方は河原林さんと並んで街頭演説や街頭トークをしたり、ご陣営の宣伝カーに乗って訴えたりしたいと考えていますが、受け入れてもらえますか？

- 1: 「市民こそ主人公の住みよい門真市政をつくる会」の構成団体と役員体制は？
- 2: 「つくる会」は、実態は「議員としては共産党議員とだけ支援交流関係を持つ団体」で、「市長選挙の時だけ市民の前に現れる市長選挙専用の大衆団体」だと私は認識していますが、間違ってますか？
- 3: 私は「革新共同」・「広範な市民の共同」・「小異を残して大同につく」の立場から、今市長選挙で貴会と協力共同しようと考えてますが、貴会の考えは？

~~~~~  
かつて私は、議員になる以前に1997年市長選挙での元共産党市議候補支援のために「学童保育をつくる会有志」の一員として貴会の会員となり、貴会のピラや「赤旗」でも取り上げられました。

しかし、翌98年に「会則に則った一個人としての加入」を申し入れ、様々な私の活動実績を紹介し99年市議選への無所属での出馬も表明したところ、半年も棚上げにされたあげくに、「協調性のない人だから参加させられない」という不可解な理由で加入を拒否されてしまいました。

議員となって以降の2001年市長選では、貴会候補支持を表明しても、貴会からは一切の呼びかけや案内もない状態でありましたし、昨年の全市を上げた合併反対運動では貴会の存在を見ることは、全くありませんでした。

ただ、これらのことはいずれも過ぎ去ったことであり、当方ももはや貴会に加入する意志もなく、対等には是非々々で共同できることは共同すればいいと考えております。

## 河原林陣営からの回答結果は今後戸田HPで今後公表していきます！

戸田は、河原林さん・共産党・「つくる会」まかせでなく本当に幅広い市民が頑張ってる河原林さんを支えていこう！」と訴えていきます。河原林陣営からはまだ一度たりとも支援要請のみならず行事連絡すら受けていませんが、こういうのがホントの勝手連でしょうね。  
問われるのは「市民力」です。

東市長には問う価値がないので質問状なんか出さず！



東潤市長

## =そのべー成への質問と回答=

6/7に回答連絡、6/8に回答文届く



- 1: 合併には賛成でしたか反対でしたか？  
(答え) 推進派です
- 2: 住民投票の結果の開示はしますか？しませんか？  
(答え) 結果にかかわらず開示すべき。
- 3: 合併問題への今後の対応については？  
(答え) 現在は破談になった直後で再合併論は無理。今後なおその機運があればその時点で考える。
- 4: 「公金支出団体は代表の氏名・連絡先と役員氏名開示が基本」では？  
(答え) 個人情報保護法に触法しない範囲では開示が基本
- 5: 市民や職員に「東市政の下での疑惑や疑問」を出してもらい「真相調査委員会」を作って調査しては？  
(答え) 議会として委員会を立ち上げ調査されるのは私として何も申し上げる事は出来ません。疑惑が明らかであれば私としてもその真相の究明は行うべき。
- 6: 「政治倫理条例」や「法令・倫理遵守条例」、「内部告発者への保護条例」などを制定しては？  
(答え) 公明正大さは求められる基本姿勢。各条例制度は今後技術面も含め研究の余地がある。